

教 育 委 員 会 会 議 録

令和 2 年 5 月 定 例 教 育 委 員 会	
開 会 日	令和 2 年 5 月 2 6 日 (火)
開 会 時 間	午後 2 時 3 2 分～午後 3 時 1 分
開 会 場 所	佐賀市大財別館 4 - 3 会議室
出 席 者	委 員 東島教育長 伊東委員 片岡委員 堤委員 小川委員 吉村委員
	事 務 局 百崎教育部長 木島教育部副部長兼文化振興課長 大松子育て支援部副部長兼保育幼稚園課長 松島教育部副理事兼学校教育課長 大塚教育部副理事兼社会教育課長 江頭図書館長 豊田教育総務課長 横田学事課長 大坪公民館支援課長 川副教育総務課副課長兼総務係長 王丸教育総務課教育政策係長
提 出 議 案	第 6 号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 第 7 号議案 佐賀市公民館職員の任免、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
協 議 事 項	な し
報 告 事 項	佐賀市立幼稚園の夏季休業日の期日の変更について 令和 2 年度 6 月補正予算について
欠 席 委 員	な し
傍 聴 者 数	0 名
報 道 関 係 者	0 名
会 議 録 作 成 者	教育総務課副課長 川副 清隆

日程1 開会の宣告

(東島教育長)

それでは、これから佐賀市教育委員会5月定例会を開きたいと思えます。

緊急事態宣言が全国的に解除になりました。今日はたまさか千葉の学校関係者から、学校の分散登校が6月6日から始まるという連絡が入りました。佐賀の場合には、もう既に再開して2週間近くたっておりまして、初日は学校を訪問させていただきましたけれども、少しずつ落ち着きを取り戻しているのではないかと推測をしております。間もなく学校訪問等も始まりますので、その中で子どもたち、幾分規制のかかった教育活動、あるいは学校生活であるとは思いますが、やはり学校は子どもが来ての学校です。そういう意味から、今の状態がこれから続いていきますように、私ども祈るだけしかできませんけれども、大人の行動、節度のある行動をして、子どもたちに感染がないように、あるいは学校がまた休業にならないようにしたいと思っております。

本日は、6名中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立しております。

本日の日程でございますけれども、配付しております日程のとおりに進めさせていただきたいと思えますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程2 会議録の報告

(東島教育長)

日程2、会議録の報告を求めます。事務局お願いします。

(川副教育総務課副課長兼総務係長)

4月28日の定例教育委員会及び5月12日の臨時教育委員会の会議録につきましては、5月22日に委員の皆様へ配付しておりますとおりでございます。よろしく願いいたします。

(東島教育長)

報告は終わりましたが、報告内容に質疑ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようでございます。会議録は報告のとおり承認をすることにいたします。

日程3 教育長報告

(東島教育長)

次に、日程3、私の報告となっておりますが、1枚ペーパーを用意させてもらっております。簡単に読み上げていきたいと思えますが、14日から学校が再開されました。今年度の学校教育活動というのは、当初の予定からは随分と変更せざるを得ない状況になりました。特に、年度当初の学校行事につきましては、行事の中止、あるいは変更、規模縮小といった中での対応となりまして、子どもたちにとっても学校での生活の楽しさというのを幾分、何と云うんでしょうか、損なっただけではないかなという思いもしております。今後は、ぜひこの状況が続いていくように、私どもしっかりと対応していきたいというふうに思っています。

まず1点目です。1点目は、マスク・除菌剤寄附贈呈式が7日の木曜日に行われました。鳥栖市のアルミスという会社から、新型コロナウイルス対策として、不織布マスク1万枚、それから除菌剤100リットルが市長に寄贈されました。余田代表取締役社長

の言葉によりますと、学校休業で生活上の規制がかかり、子どもたちが大変不自由しているんじゃないかということで、何か手助けをしたいという、これは社長の考えだけではなく、社員総意であったとお聞きいたしました。マスク・除菌剤の寄付ということになったわけでございますけれども、とりわけ社員の方の中から特別支援学級に在籍する子どもたちはより不自由しているのではないかという意見が出たそうございまして、特別支援学級の子どもたちにぜひ届けていただきたいとおっしゃられておりました。そういう意味合いから、社長をはじめ、会社の意図を十分酌みながら有効に活用させていただきたいと考えたところです。

2点目、佐賀市いじめ撲滅大使委嘱状交付式、これは8日に行いました。プロレスラーの将火怒選手、この方は、ここ数年間、実際に各学校を回っていただいて、あるいはチャリティーのプロレス大会を開いていただいて、自分が小学校、中学校時代に実際遭ったいじめ体験をもとにして、子どもたちに、主に道德の授業や総合的な学習、人権教室などで出前授業をしていただいておりますが、今年度から正式に3か年、佐賀市のいじめ撲滅大使として委嘱をさせていただいたところです。各学校でいじめの撲滅に向けた指導の充実にぜひ活用していただければと思っています。

3点目、令和2年度の博愛フェスタ実行委員会、今年度、委員が数名お替わりになりました。今年度の委員はここに書いておりまして、川久保日赤佐賀県支部事務局長は新規です。古賀佐野常民顕彰会理事長は以前からです。江頭吉一川副支所長、諸田館長についても、以前からです。

そういうことで、昨年度及び今年度の計画案、予算案について審議をいたしました。特に、昨年の博愛絵画展には全国から1,726点という近年にない多数の応募がございました。開会式での表彰式は、東京、愛媛、鹿児島、長崎といった県外から9名の参加を得て行うことができ、最近は県外の実績者の参加が多くなってきたということで大変喜んでおります。ところが、今年度はコロナ感染症のため佐賀市は夏休みが短縮になります。東京も3週間短縮すると言っておりますので、多分今年度はこの作品応募に影響があるのではないかと懸念しておりますが、これまでの実績もありますので、子どもたちは取り組んでくれるのではなかろうかという思いもしているところです。

次に、丸囲みで3つ書いておりますけれども、これはそれぞれ延期なり中止になったものです。中止あるいは延期になっても、重要な行事なり研修会というのは、できるだけ意思の疎通を十分図りながら進めてまいりたいと思ったところでございます。

以上、報告を終わりにいたします。質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

日程4 提出議案

(東島教育長)

それでは、日程4、提出議案についてでございます。

まず、第6号議案『佐賀市公民館条例の一部を改正する条例』について、公民館支援課から説明をお願いします。

(大坪公民館支援課長)

公民館支援課です。定例教育委員会の資料の1ページをご覧ください。第6号議案『佐賀市公民館条例の一部を改正する条例』でございます。提案理由でございます。佐賀市立中川副公民館の改築に伴い、公民館の位置及び各部屋の使用料を定める必要がありますので、所要の改正を行うものでございます。

次の2ページをご覧ください。改正内容でございます。まず、条例第2条第1項に定める中川副公民館の位置を、現行の「川副町大字早津江津398番地2」から「川副町大字早津江27番地1」に改めるものです。

次に、第7条関係の別表、使用料の改正でございます。施設の利用に当たっては、市内在住者、市内の団体等については使用料を無料としておりますので、この使用料は市外在住者や市外の団体の利用者から徴収する各部屋の使用料を定めているものです。部屋の広さに応じて1時間ごとの使用料の基準を設定しております。50㎡までが300円、51㎡から100㎡までは510円、101㎡以上が730円となっております。この基準に基づいて使用料を設定しているものでございます。

なお、改築後の各部屋の面積については、議案等資料の1ページ、佐賀市立中川副公民館、位置図、見取り図及び各室使用料をご参照ください。右に現在の中川副公民館の位置と新しい中川副公民館の位置図を載せております。

この条例の施行期日でございますが、建物本体の工事完了を5月末と予定しております。外構工事や備品購入など開館の準備を行う必要がございますので、供用開始が決まりましたら、別途、教育委員会の規則で施行期日を定めたいと考えております。外構工事につきましては、9月末の完成予定となっております。

説明は以上でございます。

(東島教育長)

第6号議案についての説明がございましたけれども、質問等ございませんでしょうか。

供用開始は外構工事が終わってからになるのですか。

(大坪公民館支援課長)

はい、終わってからになります。大体10月ぐらいをめどに。

(東島教育長)

三重津にふさわしい公民館ができてみたいですね。ぜひご覧いただきたいと思っております。質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質問がないようでございます。第6号議案『佐賀市公民館条例の一部を改正する条例』は、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、第7号議案『佐賀市公民館職員の任免、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則』、これについて公民館支援課から説明をお願いします。

(大坪公民館支援課長)

続けて説明をさせていただきます。議案の4ページ、第7号議案をご覧ください。佐賀市公民館職員の任免、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則でございます。説明につきましては、議案等資料の2ページでさせていただきますと思います。

まず、改正理由でございます。佐賀県人事委員会勧告及び人事院規則等に基づき、佐賀市職員に係る特別休暇の取扱いが改正されておりますので、公民館職員につきましても佐賀市職員に準じて見直しを行うものでございます。

改正内容につきましては、大きく3点ございます。1つ目が、結婚休暇の取得について、これまで「7日の範囲内」としておりましたが、これを「連続する7日の範囲内」に改めるものでございます。運用上は既に「連続する7日」としているものであり、今回、運用に則した表現に改めることといたしました。

2点目が、夏季休暇についてでございます。昨年の佐賀県人事委員会勧告において、他県の実情等を踏まえ検討が求められたことから、佐賀県及び佐賀市においても期間及び日数の拡充が図られております。公民館職員につきましても、佐賀市職員と同様に、取得期間について、7月から9月であったものを6月から9月までの4か月間に延長し、取得日数につきましても、「3日」から「5日」に拡充するものでございます。

3点目は、人事院規則に規定がある退勤途上の危険回避に関する特別休暇を新設する

ものでございます。例えば、既に勤務地に出勤しているものの、台風の接近により退勤が困難になる恐れがある場合に、勤務時間中であっても、安全に帰宅できるうちに早退を認めるといったケースが考えられます。

以上の3つの休暇につきまして、全て有給の特別休暇とするものです。施行期日につきましては、公布の日としております。

説明は以上でございます。

(東島教育長)

それでは、第7号議案について説明ございましたが、これについて質問ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようでございますので、第7号議案『佐賀市公民館職員の任免、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則』、原案のとおり承認をいたします。

日程5 報告事項

(東島教育長)

続きまして、日程5、報告事項に入ります。

まず、「佐賀市立幼稚園の夏季休業日の期日の変更について」、保育幼稚園課から説明をお願いします。

(大松子育て支援部副部長兼保育幼稚園課長)

それでは、保育幼稚園課から説明をさせていただきます。

本日お手元に差し替えの文書を送付させていただいておりますので、そちらで説明させていただきます。3の夏季休業日の期日変更による効果の部分が7月21日から31日とすべきところ、7月21日から23日となっておりますので、訂正しております。申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

今回、報告事項として上げさせていただいておりますのは、佐賀市立幼稚園の夏季休業日の期日の変更についてでございます。新型コロナウイルス感染症予防対策のため臨時休業といたしました佐賀市立本庄幼稚園につきまして、当該臨時休業によって生じた保育日数の不足を解消するため、令和2年度の夏季休業日を変更するものでございます。

変更の内容でございます。1の表のとおり、夏季休業日は7月21日から8月31日までとなっております、下の四角で囲った参考規定の第5条第1項第2号で下線のとおり定めております。しかしながら、今回臨時休業を行いました関係で保育日数が不足するため、変更後の夏季休業日を8月1日から8月23日という、佐賀市立小中学校と併せたような期日で対応させていただきたいと思っております。

2番目の臨時休業に伴う不足日数でございます。臨時休業の期間につきましては、小中学校と同じ4月21日から5月13日までの13日間でございます。これにより、学校教育法施行規則で定める教育週数の下限39週を満たさないケースのあることが分かりました。今回の臨時休業によりまして、38週から39週ということになります。このため、3の夏季休業日の期日変更による効果にあるように、7月21日から7月31日までの7日間、そして8月24日から8月31日の6日間を通常の保育日とすることによりまして、計13日間を補足できること。また、教育週数につきましても、当初予定しておりました41週から42週が確保できるという観点から、小中学校の状況も踏まえまして、保育日数の不足を解消する変更をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(東島教育長)

報告がありました。質問ございませんか。どうぞ。

(小川委員)

ご報告ありがとうございました。私たちは、市の保育幼稚園課から園訪問のご案内をいただいて園訪問させていただいています。今回は佐賀市の本庄幼稚園のことでご報告いただきましたが、私立の幼稚園やこども園においては、市に準ずるとか、そういった決まりというのはあるのでしょうか。それとも園独自で判断されるのでしょうか。

(東島教育長)

私立幼稚園の夏季休業はどうなっているのかということですね。どうぞ。

(大松子育て支援部副部長兼保育幼稚園課長)

夏季休業につきましては、各園で判断をいただくことになっております。今回、コロナウイルス感染症予防対策のために臨時休業された園は多いと思いますが、これにつきましては、先日国から通知が出されており、今回のコロナウイルス対策は学校教育法施行規則という特別の事情に該当するので、教育週数39週を下回ってもよろしいとなっておりますので、園ごとで教育週数をどうするかを考えることとなります。

(東島教育長)

39週を下回っても……

(大松子育て支援部副部長兼保育幼稚園課長)

差し支えないという。

(東島教育長)

私立のほうは各園に任せるとのことですね。

(大松子育て支援部副部長兼保育幼稚園課長)

はい。

(東島教育長)

ほかにございませんか。特にないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これで説明を終わりたいと思います。

続きまして、「令和2年度6月補正予算について」でございますけれども、担当課は順次説明をお願いしたいと思います。学校教育課、文化振興課の順でよろしく申し上げます。

(松島教育部副理事兼学校教育課長)

では、学校教育課から失礼します。学校教育課で6月補正をお願いしておりますのが、研究指定校委嘱事業でございます。これは様々な教育課題に対しまして、県や国からの委嘱を受けて各学校で研究をするものでございます。本来であれば、当初予算に計上すべきものではございますけれども、例年、県や国の決定をして委託が下りてくるのが2月、あるいは3月頭という時期になっておりまして、毎年6月補正でお願いをしているものでございます。

今年度につきましては、まずは県からの委嘱事業としまして、東与賀中学校にESD、人権教育につきまして大和中学校、小中連携による学力向上推進地域事業、これが思齊

小、中となっております。国からの委嘱事業が公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業、成章中、神野小、本庄小、それから人権教育については県と国のダブルで重なっておりますけれども、大和中学校となっております。

以上でございます。

(東島教育長)

文化振興課をお願いします。

(木島教育部副部長兼文化振興課長)

続きまして、文化振興課、その下になります。文化会館管理運営委託事業として715万円、それから東与賀文化ホール管理運営経費として47万円を計上しております。この中身ですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、令和2年の2月から3月にかけて、市の判断、あるいは市の指示に基づいて実施をしました施設利用の自粛、それから施設の休館等によって生じた利用料金収入の減少分について、今回この予算で補填を行うということで計上しているものです。

説明は以上でございます。

(東島教育長)

学校教育課、文化振興課、それぞれ説明がありましたが、質問ございませんか。ESD大丈夫ですか。ESDの説明。

(松島教育部副理事兼学校教育課長)

ESDと申しますのが、2002年に国連決議されたものですが、持続可能な開発のための教育というものです。最近SDGsという持続可能な開発目標というものがあまして、これは2015年の国連決議です。SDGsは17の目標、169のターゲットとなっておりますが、ESDは教育分野、持続可能な社会の担い手を育む教育として、これにより持続可能な社会の担い手を育んだ上でSDGs、目標に迫りましょうというようなところと。

私も完全に理解しているわけではないんですが、そのような違いがあると理解しています。

(東島教育長)

ほかに質問ございませんか。

国の委託のきめ細かな支援事業というのは、これは日本語指導の件ですよ。

(松島教育部副理事兼学校教育課長)

そうです。

(東島教育長)

これは加配が3人ついていますよね。

(松島教育部副理事兼学校教育課長)

そうです。

(東島教育長)

そして、研究として委託をされたときに、この研究のスタートはこれが通ってからということになる。

(松島教育部副理事兼学校教育課長)

そうですね。基本的には消耗品費でありますとか、そういった授業の指導で使うものということですが、支出ができるのがこの補正予算の承諾をいただいてからということになります。

(東島教育長)

ほかにはありませんか。どうぞ。

(伊東委員)

文化会館の損失補填が715万円ということですが、コロナウイルスがあっっていなかった場合の収入予定はどのくらいだったんでしょうか。

(木島教育部副部長兼文化振興課長)

文化会館でトータル900万円ほどです。

(伊東委員)

年間ですね。

(木島教育部副部長兼文化振興課長)

この期間ですね。

(東島教育長)

2月、3月分。

(伊東委員)

その短い期間の中で。

(木島教育部副部長兼文化振興課長)

そうです。

(伊東委員)

そうですか、2月から。

(木島教育部副部長兼文化振興課長)

2月から3月にかけて。

(伊東委員)

分かりました。ありがとうございます。

(東島教育長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、報告について終わりにしたいと思います。

日程6 その他

(東島教育長)

その他ということになりますが、その他の項目、何か教育委員さん方からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特別ないですね。事務局のほうは。どうぞ、お願いします。

(大坪公民館支援課長)

公民館支援課です。教育委員の皆様の机上に「佐賀市久保田支所新庁舎複合施設の供用開始について（お知らせ）」という文書をご載せさせていただいております。裏は「久保田支所の移転のお知らせ」となっているものでございます。こちらでお話をさせていただきたいと思っております。

佐賀市久保田支所新庁舎複合施設、佐賀市の久保田支所、それから佐賀市立久保田公民館、佐賀市立図書館久保田館につきましては、おかげさまで新築工事及び外構工事等の一連の工事が終わっております。令和2年6月1日月曜日からは全ての供用を開始する運びとなっております。本来ならば、関係者の皆様を開所式にご招待するべきところでございますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、今回、久保田支所の総合複合施設につきましては少人数で開所式を開催させていただきたいと思っております。市、来賓の方、それから地域の方全員で15人程度での開所式となっておりますので、今回につきましては移転のお知らせのみとさせていただきたいと思っております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(東島教育長)

ありがとうございます。6月1日が開所式ということでございますので、その後、任意に行かれる方はいいですね。

(大坪公民館支援課長)

はい、可能です。

(東島教育長)

ぜひご覧になっていただきたいと思います。

ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、これで5月定例教育委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

終了時間 午後3時1分